

令和 3 年 1 月 20 日  
総務部文書法務課令和 3 年 第一回 練馬区議会定例会  
提出議案一覧表

予 算 …… 5 件  
 条 例 …… 9 件 (一部改正 8 件、廃止 1 件)  
 道 路 認 定 …… 7 件 (認定 7 件)  
 契 約 …… 1 件 (工事請負契約の変更 1 件)  
 そ の 他 …… 1 件 (財産の無償貸付け 1 件)

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
1	1	令和 3 年度練馬区一般会計予算 〔予算額〕 282,577,729千円	
2	2	令和 3 年度練馬区国民健康保険事業会計予算 〔予算額〕 62,593,585千円	
3	3	令和 3 年度練馬区介護保険会計予算 〔予算額〕 59,199,580千円	
4	4	令和 3 年度練馬区後期高齢者医療会計予算 〔予算額〕 17,119,423千円	
5	5	令和 3 年度練馬区公共駐車場会計予算 〔予算額〕 412,469千円	
6	6	練馬区職員定数条例の一部を改正する条例 職員の定数を変更する。 〔合計〕 4,736人 → 4,537人	令和 3 年 4 月 1 日
7	7	練馬区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例 1 民法および東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、延滞金の割合を引き下げる。 2 東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、事業開始資金、事業継続資金ならびに修学資金および就学支度資金の一部の貸付限度額を引き上げる。	1 公布の日 2 令和 3 年 4 月 1 日
8	8	練馬区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例 民法および東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、延滞金の割合を引き下げる。	公布の日
9	9	練馬区高齢者および心身障害者の入院資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例 民法および東京都女性福祉資金貸付条例の一部改正を踏まえ、延滞金の割合を引き下げる。	公布の日

No.	議案番号	件名および内容説明	施行日等
10	10	練馬区食品衛生法の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 食品衛生法の一部改正により営業許可を要する業種等が再編されたことに伴い、当該許可の申請に係る手数料を定める。	令和3年6月1日
11	11	練馬区食品製造業等取締条例の事務に係る手数料に関する条例を廃止する条例 食品衛生法の一部改正により営業許可を要する業種等が再編されたことに伴い、東京都の食品製造業等取締条例が廃止されるため、条例を廃止する。	令和3年6月1日
12	12	練馬区アスベスト飛散防止条例の一部を改正する条例 1 大気汚染防止法等の一部改正により、規制の対象が全てのアスベスト含有建材に拡大されたこと等を踏まえ、規制の対象範囲等を法と合わせるため重複する規定を削る。 2 工事施工者による近隣周知の徹底を図るため、標識を設置した場合における区への報告規定を新たに設ける。 3 その他規定の整備を行う。	1 および3 令和3年4月1日 2 令和4年4月1日
13	13	練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部を改正する条例 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部改正に伴い、公立小学校等が特別特定建築物として規定されたこと等から、規定の整備を行う。	令和3年4月1日
14	14	練馬区建築基準法等の事務に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要となる建築物の対象が拡大されたことを踏まえ、当該判定等の申請に係る手数料の区分を改める。 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に新たな評価方法を用いる場合の手数料について規定する。 3 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に当たり、連携の対象建築物が10,000平方メートルを超える場合の当該認定の申請に係る手数料を定める。 4 その他規定の整備を行う。	令和3年4月1日
15	15 15 21	特別区道路線の認定について（7件） 道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。	
16	22	練馬区立石神井小学校校舎等改築工事請負契約の一部変更について 平成31年第一回練馬区議会定例会において可決された平成31年議案第27号「練馬区立石神井小学校校舎等改築工事請負契約」に係る契約金額を変更する。 〔変更前〕 1,740,541,000円 〔変更後〕 1,744,369,000円	
17	23	財産の無償貸付けについて（旧春日町児童館） 財産（旧春日町児童館）を無償で貸し付ける。 〔貸付期間〕 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（当該期間内に、本件貸付の相手方が事業所を移転する場合にあっては、移転が完了する日まで） 〔相手方〕 特定非営利活動法人 練馬春日町幼児教室	